



2026年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社 ユニバンス
代表者名 代表取締役社長 高尾 紀彦
(コード番号7254 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員 藤崎 一
(TEL. 053-576-1311)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 108,361株
(3) 処分価額	1株につき723円
(4) 処分総額	78,345,003円
(5) 割当予定先	監査等委員でない取締役（※） 4名 10,371株 監査等委員である取締役（※） 4名 6,223株 執行役員（執行役員待遇のフェローを含みます。） 6名 16,182株 管理職である従業員 78名 75,585株 ※ 社外取締役を含みます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、賞与の一部を株式にて付与することで、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含みます。以下同じです。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、賞与の一部を譲渡制限付株式報酬とする制度（以下「取締役向けRS制度」といいます。）を導入することを決議しております。

また、2024年6月26日開催の第91回定時株主総会において、①取締役向けRS制度に基づき付与する譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株式の交付日から取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③取締役向けRS制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、監査等委員でない取締役につき年50,000株以内、監査等委員である取締役につき年10,000株以内とし、その金額は他に支給する取締役の報酬等とあわせて既存の取締役の報酬枠（監査等委員でない取締役につき年額250,000千円以内、監査等委員である取締役につき年額50,000千円以内）の範囲内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、取締役向け RS 制度と同様の目的で、当社の執行役員（執行役員待遇のフェローを含みます。以下同じ。）に対しても、取締役向け RS 制度と同様の制度を導入しております（以下、取締役向け RS 制度とあわせて「取締役向け及び執行役員向け RS 制度」といいます。）。なお、当社の執行役員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 60,000 株以内としております。

加えて、当社は、2026 年 4 月 22 日開催の取締役会において、当社の普通株式の保有を通じて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、一定の地位にある従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の一定の地位にある従業員に対して譲渡制限付株式付与制度（以下「従業員向け RS 制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の監査等委員でない取締役 4 名、監査等委員である取締役 4 名、執行役員 6 名、及び管理職である従業員 78 名（以下これらを合わせて「対象者」といいます。）に対し、金銭（報酬）債権（対象者の合計で 78,345,003 円）を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 108,361 株を処分することを決議いたしました。

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2026 年 7 月 27 日（払込期日）から、次に掲げる日（当該日より、金融商品取引法に基づく有価証券届出書又は有価証券通知書の提出不要特例を受けるために当該株式の譲渡を制限すべき期間が満了する時点が遅い場合には、その時点）までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

➤ 取締役向け及び執行役員向け RS 制度対象者

当社の取締役、執行役員又はフェローのいずれも退任する日

➤ 従業員向け RS 制度対象者

当社の従業員を退職する日

（2）譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本譲渡制限期間中に、死亡その他当社が正当と認める理由により、次に定める地位をいずれも退任・退職した場合、当該退任・退職日の翌日をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

➤ 取締役向け及び執行役員向け RS 制度対象者

当社の取締役、執行役員又はフェロー

➤ 従業員向け RS 制度対象者

当社の従業員

（3）当社による無償取得

当社は、対象者が本割当契約で定める無償取得事由に該当した場合、本割当株式の全てを当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である723円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上